

令和 4 年 度

瑞浪市一般廃棄物処理 実施計画

瑞浪市経済部クリーンセンター

令和4年度 瑞浪市一般廃棄物処理実施計画

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下『法』という。)第6条第1項同法施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3及び瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和59年瑞浪市条例第35号)第2条の規定により定めるものとする。

1. 前年度における一般廃棄物の排出状況

法第6条第1項の規定により策定した計画において、当区域から排出される廃棄物は、次のとおりである。行政区域内人口36,817人、世帯数15,510世帯(令和3年4月1日現在)。

1日平均の排出量及び収集量の内訳(令和3年度:可燃委託収集206日、可燃・不燃持込256日、不燃・資源収集216日、事業系244日、し尿搬入215日、汚泥搬入240日、し尿汚泥処理251日)。

(単位:ごみトン・し尿汚泥キロリットル)

内 訳 区 分		排出量	収集			直接 持込	直営 処理量	備考
			直営	委託	許可			
生活系 一般廃棄物	可燃物	33.44		31.89		1.55	33.44	委託収集及び直接持込
	不燃物	2.45	1.61			0.84	2.45	直営収集及び直接持込
事業系 一般廃棄物	可燃物	12.76			10.42	2.34	12.76	許可業者及び直接持込
	不燃物	2.53			0.05	2.48	2.53	許可業者及び直接持込
し尿		12.6		12.6			12.6	委託収集
浄化槽汚泥		37.8			37.8		37.8	許可業者
資源ごみ		1.77	1.67		0.04	0.06	1.77	直営収集、許可業者 及び直接持込

※し尿・浄化槽汚泥資料:浄化センター

2. 一般廃棄物の種類別、処理の区分別処理主体は、次のとおりである。

生活系一般廃棄物の収集・運搬・中間処理・最終処分計画(令和4年度:253日)

単位:トン

項目 種類	排出量	要処理量	収集 主体	運搬 回数	中間処理及び最終処分	
					処理主体	処理方法
可燃ごみ	7,300	7,300	市	2/週	市	回収後、焼却処分
不燃ごみ 粗大含む	750	750	市	1/月	市	有価物回収後埋立処分

事業系一般廃棄物の収集・運搬・中間処理・最終処分計画

単位：トン

種類	排出量	要処理量	収集主体	運搬回数	処分
可燃ごみ	2, 5 0 0	2, 5 0 0	許可業者	随時	生活系一般廃棄物処理施設で処分
不燃ごみ	1 5	1 5			
可燃ごみ	5 0 0	5 0 0	自己搬入		
不燃ごみ	1, 4 0 0	1, 4 0 0			

残渣の量及び処分方法

単位：トン

種類	排出量	要処理量	収集主体	運搬回数	処分
熔融スラグ	6 3 0	6 3 0	市	1 回/日	最終処分場埋立処分
固化物・磁生物	3 3 4	3 3 4		1 回/日	最終処分場埋立処分
浄化センターし渣	2 5	2 5		2 回/週	可燃物焼却施設にて焼却処分

3. 法第7条による一般廃棄物処理業者は、次のとおりである。

委託及び許可業者一覧表

区分	会社名	所在地	業務内容
委託	(有)中部環境	土岐町1187-1	し尿の収集運搬、市より委託を受けた一般廃棄物の収集運搬 特定家庭用機器廃棄物の収集運搬 市が収集運搬する対象外の一般廃棄物の収集運搬
許可	大昭工業(株)	名古屋市西区清里町18	浄化槽の清掃・浄化槽汚泥の収集運搬
許可	(有)中部環境	土岐町1187-1	事業系一般廃棄物の収集運搬、浄化槽の清掃・浄化槽汚泥の収集運搬
許可	(株)橋本	可児市下恵土233-1	事業系一般廃棄物の収集運搬 特定家庭用機器廃棄物の収集運搬 市が収集運搬する対象外の一般廃棄物の収集運搬
許可	東濃故紙センター(株)	土岐町6569-3	事業系一般廃棄物の収集運搬

4. ごみ処理実施計画

(1) 廃棄物減量等推進審議会の答申

一般廃棄物の減量、再利用の促進等に関する審議会の答申を遵守し、事業者、地域、家庭及び行政の役割を明確に位置付けながら事業推進の合理的運営に努める。

(2) 排出抑制の方法

排出者は不要品の交換、販売店の引取り及び資源回収等再利用の方法を極力活用して、ごみの減量化及び再資源化に努めそれ以外のごみについては、各ステーションへ分別して排出するものとする。

(3) 再資源化するための分別品目は、次のとおりである。

分別の種類	収集及び処理方法
トレイ	食品用白色トレイを減容器で処理後、事業者において再生利用を行う。
紙パック	主に牛乳パックを収集し、事業者において再生利用を行う。 学校等が行う資源回収活動に排出するよう指導する。
布類	リサイクルステーションの活用を図るとともに、学校等が行う資源回収活動に協力を求める。
新聞紙	
ダンボール	
雑誌	
ペットボトル	圧縮処理を行い、事業者において再生利用を行う。
廃食油	事業者において再生利用を行う。
びん	リターナブル、無色透明、茶色、その他の色の4種類のびんを収集し、事業者において再生利用を行う。
缶	スチール缶、アルミ缶をそれぞれ圧縮し、事業者において再生利用を行う。
金属くず等	スチール、アルミ等を売却により受け渡し、事業者において再生利用を行う。
使用済小型家電	小型家電リサイクル法に基づき、売却により受け渡し、国内で再資源化を行う。
乾電池、蛍光灯 電球、水銀体温計	事業者において再生利用を行う。
スプレー缶類	スチール等を売却により受け渡し、事業者において再生利用を行う。

(4) 関連施設の概要は、次のとおりである。

施設名	所在地	種類	日数
瑞浪市リサイクル広場	土岐町2087番地の15	紙パック、ペットボトル、 廃食油、びん、缶、乾電池、 蛍光灯、電球、乾電池、 水銀体温計、スプレー缶類	256
瑞浪市不燃物最終処分場	稲津町小里1538番地の1	トレイ、使用済小型家電	

5. 市民の協力と啓発活動

生活環境の保全のため、容易に処分できるごみは、焼却処理及び埋立処理を行う。

(1) 可燃ごみについて

可燃ごみは、指定袋に入れ、収集日の午前8時30分までに地区の可燃ごみ集積所へ排出する。排出の際には、生ごみの水切りを行うほか、家具等の大きなごみは、細分化等の徹底を図る。

(2) 不燃ごみについて

不燃ごみは、指定袋に入れるかシールを貼り、収集日の午前8時30分までに地区の不燃ごみ集積所へ排出する。

(3) 資源ごみについて

資源ごみは、収集日の午前8時30分までに地区の資源ごみ集積所へ分別排出するよう市民の協力を求める。

飲料缶、ペットボトル及び食料品用の白色トレイは、市全域での収集及び指定集積場において、拠点回収を実施する。

紙類及び古着は、毎月1回の収集以外に、学校等が行う資源回収活動にも協力を求める。

紙パック（牛乳パック等）は、設置協力店及び指定集積場に設置してある回収ボックスへの排出を促すとともに、学校等が行う資源回収活動にも協力を求める。

平成25年4月の小型家電リサイクル法の施行に伴い、市は、使用済小型家電の拠点回収及びピックアップ回収を実施するとともに、適正処理が可能な業者に引き渡して再資源化に努める。対象品目は「回収できる使用済小型家電一覧表」のとおり。

(4) 有害ごみについて

蛍光灯、電球、乾電池、水銀体温計などの有害ごみは、拠点回収を実施し、適正処理が可能な業者へ引き渡してリサイクルに努める。

(5) スプレー缶類について

スプレー缶類は、穴あけ時の事故が全国的に発生しているため市民の安全性を考慮し、指定集積場で使用済みの穴のあいていないスプレー缶類の回収を実施する。

(6) 家電リサイクル法対象家電について

家電リサイクル法対象家電（テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣装乾燥機・エアコン）は、メーカーによる回収・リサイクル化が法律により義務付けられているため回収しない。その他、収集指定日以外の家庭ごみの排出については、各施設への直接持込とする（可燃ごみ及び資源ごみは、クリーンセンター。不燃ごみは、不燃物最終処分場。）。廃棄物の処理については、行政

のみでなく市民、事業者それぞれの役割を明確にするとともに、具体的な方策の提示等の啓発活動を行い、快適で潤いのある生活環境の保全に努める。

回収できる使用済小型家電一覧表

品目	具体例
通信機械器具	電話機、ファックス、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末
パソコン (CRT ディスプレイを除く)	デスクトップパソコン、ノートパソコン、液晶ディスプレイ一体型パソコン、液晶ディスプレイ
ラジオ受信機	据置型・携帯ラジオ
映像用機械器具	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポラロイドカメラ、車用 DVD、プレーヤー(DVD、ブルーレイ、HDD レコーダー)、ビデオデッキ、プロジェクター
音響機械器具	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオ
その他の電子機器	磁気・光ディスク装置、ワープロ、プリンター、電子書籍端末、電子辞書、電子手帳、電子式卓上計算機、ゲーム機、カーナビ
電気機械器具	電動ミシン、電気グラインダー、電気ドリル、電気アイロン、電気式ヘルスメーター、医療用電気機械器具、ドライヤー、ヘアアイロン、電気カミソリ、蛍光灯器具、LED シーリングライト、電気(電子)時計、電気こたつ(電極部分のみ)

6. 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

ア. 公共下水道事業供用開始区域以外の区域

公共下水道事業供用開始区域以外の地域の生活排水は、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽で処理し、発生する汚泥は、市の許可業者が収集運搬し、浄化センターで処理する。

区域	人口	収集運搬 (処理能力・台数)	処理施設	備考
公共下水道事業供用開始区域以外の区域	8, 6 8 1 人	(有) 中部環境 汚泥濃縮車－1台 12.5 t－1台、10t－1台 5 t－1台、4t－7台 3t－8台	浄化センター	(資料) 上下水道課 浄化センター
		大昭工業(株) 10t－3台、7t－1台 4t－3台、3t－2台 2.4t－1台		
		瑞浪市 10t－1台		

イ. 公共下水道事業供用開始区域面積及び人口は次のとおりである。

区域面積	人口	備考
1, 1 2 3 ha	2 7, 3 8 1 人	資料：上下水道課

(2) し尿・汚泥の処理計画 (年間 250日)

資料：浄化センター

区域	排出量	要処理量	収集	運搬	処理	備考
し尿	2, 7 0 0 kl	2, 7 0 0 kl	委託業者	1回/月	浄化センター	バキューム車による戸別収集運搬
浄化槽汚泥	8, 8 0 0 kl	8, 8 0 0 kl	許可業者	年1回以上		バキューム車による戸別収集運搬
農業集落排水汚泥	大湫処理区 4 8 kl	4 8 kl	委託業者	随時		汚泥運搬車による運搬
下水汚泥	2, 4 0 0 トン	2, 4 0 0 トン	委託業者	5 日/週	住友大阪セメント(株) (株)大地 他	汚泥運搬車による運搬

(3) 浄化槽汚泥の収集運搬業務許可区域

会社名	所在地	許可区域
(有)中部環境	土岐町1187-1	一色町、稲津町、上野町、上平町、大湫町、小田町、学園台、釜戸町、北小田町、下沖町、須野志町、陶町、高月町、樽上町、寺河戸町、土岐町、西小田町、穂並、益見町、松ヶ瀬町、宮前町、明賀台、南小田町、薬師町、山田町、和合町及び日吉町（ただし、日吉町鬼岩温泉地区及び北野地区の一部を除く）
大昭工業(株)	名古屋市西区清里町18	明世町及び日吉町の一部（日吉町鬼岩温泉地区及び北野地区の一部）

(4) 住民に対する広報、啓発活動

生活雑排水の浄化に努めるため、下水道・農業集落排水処理施設への早期繋ぎこみ、便槽及び単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を、広報等により啓発する。

7. 関連施設一覧表

施設名	用途	所在地	形式・公証能力等	日数
瑞浪市クリーンセンター	可燃ごみ及び脱水汚泥の焼却	日吉町258-76	酸素式熱分解直接熔融炉 50t/日 (25t/日×2炉)	256
瑞浪市リサイクル広場	資源ごみ中間処理及びストック	土岐町2087-15	缶分別圧縮機800kg/H ペットボトル圧縮機300kg/H ガラス分別、ストック 紙パックスストック	
瑞浪市不燃物最終処分場（管理型）	不燃ごみの埋立	稲津町小里1538-1	管理型準好気性サンドイッチ 埋立方式145,900 m ³	
	資源ごみ中間処理及びストック		白色トレイ減容20kg/H	
中尾し尿中継施設	し尿・浄化槽汚泥一時貯留	土岐町2087-2	地下タンク式120k1	—
川折し尿中継施設	し尿・浄化槽汚泥一時貯留	稲津町小里1-8	地下タンク式40k1	
瑞浪市浄化センター	し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の処理	下沖町2-1	下水汚泥と共同処理	250

8. ごみの収集日等

(1) 可燃ごみ収集地区一覧表

土日を除き毎週2回の収集を行う。ただし祝日は収集を行うこととする。年末年始の収集は、「広報みずなみ」及び「家庭ごみの収集カレンダー」に掲載して周知を行う。

月・木収集地区

山田町	下山田団地	明賀台	穂並	本町	浪花	中組
竜門	名滝	名滝団地	奥名	下沢	庄ヶ洞	桜堂
市原	上平町（1丁目）	益見	益見町	大久手	仲ヶ平	大草
学園台	明世町	松ヶ瀬町	薬師町	稲津町	釜戸町	大湫町
日吉町						

火・金収集地区

水の木	公園	元町	小田町	下沖町	和合町	西小田町
紺屋原団地	北小田町	南小田町	大法原団地	樽上町	一色町 (一色幼稚園 周辺を含む)	上野町
宮前町	高月町	須野志町	栄町	一日市場	清水	木ノ暮
鶴城	鶴城団地	上平町(2～5丁目)		陶町		

(2) 不燃ごみ、資源ごみ収集日

家庭ごみの収集カレンダーを各戸に配布し、毎月1回の収集を行う。

土日祝日は収集を行わない。ただし、一般家庭の可燃ごみ及び不燃ごみについては、毎月第3日曜日の午前8時30分から午前12時までの間、各施設への持込を可能とする。

(3) 指定集積場へ資源ごみ及び有害ごみの持込を可能とする。

クリーンセンター内リサイクルステーションは、資源ごみ等の持込を常時可能とする。

(4) 各指定集積場への持込について

各指定集積場に持込可能な資源ごみ等の品目及び利用時間については「瑞浪市家庭ごみの分け方・出し方便利帳」に掲載して周知を図る

(5) 持込可能な資源ごみの品目について

持込可能な資源ごみの種類はビン、缶、トレイ、ペットボトル、古着、毛布、紙類（新聞紙、雑誌、古本、ダンボール）、使用済小型家電、蛍光灯、電球、乾電池、水銀体温計及びスプレー缶類とする。

指定集積場

- ・クリーンセンター内
リサイクルステーション 日吉町 258-76
- ・市役所本庁舎(※1) 上平町 1-1
- ・総合文化センター 土岐町 7267-4
- ・市民体育館 明世町戸狩 191
- ・日吉コミュニティセンター 日吉町 4093-2
- ・釜戸コミュニティセンター 釜戸町 2673-1
- ・陶コミュニティセンター 陶町猿爪 405-1
- ・稲津コミュニティセンター 稲津町小里 697-1
- ・大湫コミュニティセンター 大湫町 422-1

※1 本庁舎改修工事に伴い、市役所の指定集積場は令和4年12月まで利用を停止しています。令和5年1月再開予定です。